

仕様書

件名：令和 8 年度 市民会館舞台照明設備保守点検業務

1. 一般共通事項

1. 1 概要

本仕様書は、宮城県岩沼市（以下「本市」という。）において管理する市民会館舞台照明設備保守点検業務（以下「本業務」という。）に関する仕様を示す。

1. 2 適用

本仕様書は、本業務に適用する。なお、本仕様書に規定されていない事項については、監督職員と協議のうえ、当該協議結果を本業務に反映させること。

1. 3 履行場所

市民会館・中央公民館（所在地：宮城県岩沼市里の杜一丁目 2 - 4 5）

1. 4 履行期間

自 令和 8 年 4 月 1 日

至 令和 9 年 3 月 3 1 日

2. 一般事項

2. 1 一般事項

- (1) 本業務の着手に先立ち、機器の特性や取扱方法を十分に把握したうえで着手する。
- (2) 本仕様書に規定する事項は、別に定めがある場合を除き、受注者の責任において履行する。また、本仕様書に規定のない事項であっても、履行上、当然実施すべき事項については受注者の負担において実施する。
- (3) すべての契約図書は、相互に補完する。ただし、契約図書間に相違がある場合の優先順位は、次の (a) から (b) の順番とするが、あらかじめ監督職員と協議のうえ解釈する。
 - (a) 本仕様書
 - (b) 契約書

2. 2 用語の定義

本仕様書において用いる用語の定義は次による。

- (1) 「監督職員」とは、契約の適正な履行を確保するために必要な監督を行う者をいう。
- (2) 「検査」とは、契約書に規定する完了検査をいい、本業務の完了の確認又は支払いの請求に関わる本業務の終了の確認をするために、契約書に規定する検査職員が行う検査をいう。
- (3) 「緊急対応」とは、台風、暴風雨、地震等の発生のおそれがある場合及びそれらの発生直後並びに各機器の不具合発生時に、臨時に行う保守等の対応をいう。
- (4) 「会館」とは、市民会館・中央公民館をいう。

2. 3 受注者の負担の範囲

- (1) 本業務の実施に必要な電気、水道等の使用に係る費用については、無償とする。ただし、本市役所庁舎又は本市管理の公共施設外における本業務に必要な電気、水道等の使用に係る費用については、受注者の負担とする。
- (2) 本業務に必要な工具、計測機器等の資機材は、本市で設置又は所有しているものを除き、受注者の負担とする。
- (3) 本業務に必要な消耗部品、材料等は、受注者の負担とする。ただし、本市から支給するものは除く。
- (4) 不時の故障発生の場合、受託者は委託者の連絡により速やかに技術員を派遣し修理復旧に対処すること。その場合の費用については、点検・調整等の軽微な保守により復旧できるものについては契約金額に含まれるものとする。
- (5) 部品の交換その他の修理工事が必要なものについては別途協議するものとする。
- (6) 受託者の責に帰すべきものについては、受託者の責任において復旧修理するものとする。
- (7) 天災等（地震、火災等）に伴う臨時点検については、契約金額に含まれないものとする。

2. 4 関係法令等の遵守

本業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し本業務の円滑な遂行を図るものとする。なお、これらに必要な届出がある場合には、監督職員と協議のうえ受注者にて処理を行うこと。

2. 5 業務実施計画書

業務責任者は、本業務の実施に先立ち本業務の詳細について監督職員と打ち合わせを行い、その結果に基づいた実施要領、実施体制、緊急連絡体制表等の様式、その他監督職員の指示する書類、並びに業務責任者等の資格を証する書類を取りまとめた業務実施計画書を2部（内1部返却用）提出し、監督職員の承諾を受けること。

2. 6 貸与資料

受注者等は、本市が所有する図面、取扱説明書等を使用することができる。ただし、本業務終了後は原状に復することとし、複写を要する場合には事前に監督職員と協議のうえ、監督職員の指示に従うこと。

2. 7 業務管理

- (1) 受注者等は、監督職員から安全に関する情報・指示があった場合には遅滞なく業務関係者に周知し、安全を図ること。
- (2) 受注者等及び業務関係者は、本業務において障害や安全上の問題等が発生した場合には遅滞なく監督職員に報告し、必要に応じて監督職員と協力し状況調査や原因究明及び適切な措置と再発防止策を実施すること。
- (3) 受注者等及び業務関係者は、本業務においてヒヤリ、ハットしたことや安全上問題のある箇所等、安全に関する情報を積極的に収集し、監督職員に書面をもって報告すること。

2. 8 服装等

業務関係者は、会館内又は公共の場で本業務を履行する場合は、身分を明らかにするため身分証明書を携帯し、名札又は腕章等を着用して行うこと。なお、身分証明書及び名札又は腕章等の形式は、あらかじめ業務実施計画書に記載し、形式に変更があった場合は、速やかに監督職員に通知すること。

2. 9 関連業務

本市が実施する業務であって、本業務に密接に関連するものについては、監督職員の指示に従い、互いの工程進捗に支障のないように努めること。

2. 10 設備の重要度

本市における全ての設備は、市民への行政サービスに極めて重要な役割を

果たしており、各設備の障害はその運用及び市民の日常生活に支障を与える可能性がある。このことから設備の重要性を十分認識するとともに、本業務の実施に際して運用に重大な影響を及ぼすことがないよう履行方法には、十分な注意を払うとともに障害に備えた体制で業務の実施に当たらなければならない。また、本業務の実施に際しこれら設備の運用に支障を来すおそれのある場合は、あらかじめ監督職員に連絡しその指示に従うこと。

2. 1 1 施設の賠償責任

受注者等及び業務関係者は、各設備又はその他の施設等を故意又は過失によって、破損・汚損若しくは滅失してはならない。万一これらを破損・汚損若しくは滅失した場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、受注者の負担において修復又は賠償すること。

2. 1 2 秘密の保持

受注者等及び業務関係者は、本業務により知り得たすべての事柄について、本業務履行中及び本業務完了後においてもこれを他に漏らしてはならない。

2. 1 3 契約代金額の支払条件

本業務における契約代金額の支払いは、2回まで請求できるものとする。なお、前期・後期ごとの請求時点における履行高を確認し、検査職員による検査合格の後、受注者は履行高に応じた適切な請求書を監督職員に提出すること。なお、当該請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

3. 業務内容

3. 1 業務の目的

本業務は、舞台照明設備の安全を確保し、事故の発生を未然に防止するとともに機能の維持を図ること、また、不時の故障・不具合等が発生した場合に、修理・復旧等の適切な処置が速やかに行えるようにすることを目的とする。

3. 2 点検実施日等

令和8年4月1日～令和9年3月31日の期間中に前期・後期の2回とする。ただし、中ホールは1回とする。

点検日については、事前に委託者の承諾を得た日とする。

3. 3 業務の概要

(1) 対象場所及び設備

- ① 大ホール舞台照明設備
- ② 中ホール舞台照明設備
- ③ 別紙1「保守点検対象機器一覧表」に記載された装置

(2) 定期点検整備

各装置の状態に異常がないか点検を行って確認し、装置が常に正常かつ良好に作動するように必要な整備と調整を行う。また、別紙1「保守点検対象機器一覧表」に基づき、定期的に点検整備を実施すること。

(3) 臨時保守業務

装置に不時の故障・不具合等が発生した場合に、臨時に点検、調整等を実施して修理復旧にあたること。

(4) 特に会館が必要とした事項においては、協議のうえ決定するものとする。

4. 報告書類等

4. 1 提出書類

保守点検終了後、その都度点検報告書（2部）を作成し速やかに提出すること。なお、報告書作成にあたり測定結果に基づき解析及び考査事項も記入すること。

4. 2 写真撮影

本業務に伴う写真撮影は、各工程における実施内容が確認できるように撮影し、監督職員の指示に従い明瞭に印刷されたものを2部提出すること。また、緊急対応等が生じた場合も同様とする。

5. 検査

本業務の検査は、本仕様書及び契約書の定めるところにより行う。なお、受注者は検査に先立ち、前記4. に規定する報告書類のほか、検査職員又は監督職員が検査のため提出を求める本業務の成果を示す書類を用意する。

別紙1 「保守点検対象機器一覧表」

1. 保守点検対象機器および業務内容
 - 1) 調光設備主幹盤に関する調整補修、絶縁試験及び清掃
 - 2) 調光器盤に関する調整補修、絶縁試験及び清掃
 - 3) デジタルクロスバーに関する調整補修、絶縁試験及び清掃
 - 4) 照明操作卓に関する調整補修、絶縁試験及び清掃
 - 5) 遠方操作パネルに関する調整補修、絶縁試験及び清掃
 - 6) 照明器具に関する調整補修、絶縁試験及び清掃
 - 7) 効果器具に関する調整補修、絶縁試験及び清掃
 - 8) クセノン・ハロゲンピンスポットの調整補修及び清掃
 - 9) コンセント・コンセント回路等の調整補修、絶縁試験及び清掃
 - 10) その他舞台照明設備の調整補修及び清掃
 - 11) 軽微な部品の交換については、乙の負担とする。
 - 12) 上記の保守点検を実施する場合は、事前に点検計画書を提出し甲の承諾を得ること。